

解散総選挙が近づいています。

相次ぐ原油高騰・資材の値上げで中小業者の営業は大変な状況です。私たちの生活と営業を守るため、増税阻止・消費税引き上げに圧倒的多数の反対世論を大きくしましょう。選挙で政治を変えましょう。

10月19日(日)

協同病院での胃カメラ検査(経鼻も可)のみ追加募集 費用5775円
 受診希望の方はお早めに事務局まで。TEL733-4002

税務調査が引き続きでています！！

税務署からの問い合わせがあったら、
 すぐに民商へご連絡ください！



税務調査について



納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1 自主申告は権利



自主申告こそ納税者の基本的な権利です
 国税徴収法第16条

3 調査理由を確かめよう



どんな用件で何の調査に来たのか理由を確かめること。「調査理由を明示すること」
 民法13条・31条 第72回まで印刷部提供 (1974年8月3日)

5 承諾なしの侵入は違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入ること違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜索及び押収をうけることのない権利」
 民法35条 従前の不可侵

8 信頼できる立会人を



納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会人の上ですめること。「立会理由の青色取消は不当」
 一日裁判 1993年2月23日に確定

2 相手の身分確認を



税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること
 所得税法238条 法人税法157条 消費税法62条5項

4 不都合なら断りを



突然の調査で都合が悪いときは日を改めさせることができます。「事前に納税者に通知すること」
 民法13条・31条 第72回まで印刷部提供 国税庁の税務調査方針

6 目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」
 国税庁の税務調査方針

10 印鑑は命



印鑑は命。税務署員に「捺印」をもとめられた場合、どんな書類でもその場ですぐおさげ、よく考えてからにすること
 公務員みだり取用等 平成19年3月

◎ 会費の納入にご協力下さい。15日を目安に納入ください。

民商運動は会員のみなさんひとりひとりの会費によって運営されています。

今後の予定

- 9月27日(土) 青年部
- 9月30日(火) 婦人部役員会
- 10月1日(水) 三役会議

無料法律相談 (定例：毎月第一水曜日)

10月8日(水) 須磨民商 2F 18:00~19:00

日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。